

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育局 学齢簿編製等に係る暫定対応システムに関するフィージビリティ
検証支援業務委託

2 契約の相手方

PwC コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムであり、メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

PwC コンサルティング合同会社（以下「同事業者」という。）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤（以下「教育共通基盤」という。）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携が可能となる。また、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9114）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 eラーニングサービス「マイクロステップ・スタディ」利用提供及び分析業務委託

2 契約の相手方

岡山大学

3 随意契約理由

本市の抱える教育課題が多種多様である中、学力の向上は喫緊の課題である。とりわけ学力に課題のある第4区分の児童生徒の割合を減少させることは、学力の二極化を解消するために必要な取組でありながら、その方法が課題となっている。

本業務委託は、個人の発達段階や微細な学習段階の把握に基づいた学習を実現し、上記課題の解決を図ろうとすることを目的とする。

岡山大学 学術研究院教育学域 寺澤孝文研究室（実践データサイエンスセンター）で独自の研究成果により開発された「マイクロステップ・スタディ」は、教育ビッグデータ解析技術を活用した e-Learning システムである。同システムには、マイクロステップ・スケジュール技術による個別最適化機能が活用されており、個人ごと、問題ごとにスケジュールを制御し、連続した成績の変動から正確に実力を推定可能とすることで、一人ひとりの子どもの微細な学習段階可視化されるとともに、個別のフィードバックを通して意欲の引き上げも同時に図ることができ、本市の抱える教育課題の解決に資するものとなっている。

同システムは、岡山大学により開発、構築されたものであり、その使用においては同大学が唯一の契約相手先となっている。

また、同等機能を備えた他のシステムは現在リリースされていない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

大阪市総合教育センター教育振興担当（電話番号 06—6718—7721）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤における庁内ネットワークからの仮想接続にかかる構築・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和元年 12 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークは、主に教職員や生徒が授業でインターネットや学習系システム等のクラウドサービスを利用する学習系ネットワークと教職員の業務や児童生徒の成績等の個人情報を扱う校務系ネットワークで構成しており、学校から校務系ネットワークへの接続時に仮想接続を行うことで、学習系ネットワークと校務系ネットワークを論理的に分離したセキュリティ対策を行っている。

現状、教育委員会事務局及びこども青少年局の職員が庁内ネットワークの庁内端末から校務系ネットワークの各校務系システムへ直接接続しているため、個人情報を扱う校務系ネットワークに対して外部からの攻撃や情報漏洩のリスクのある状況となっており、庁内情報ネットワークから校務系ネットワークへの接続方法の改善が必要となっている。

本業務委託は、庁内ネットワークにある庁内端末から校務系の各システムへの仮想接続にかかるシステム設計・構築・運用を行うための業務委託であり、その仮想接続にかかるシステムの設計・構築・運用に関する業務は現行の教育情報ネットワークと密接不可分の関係にある。また、当該事業者は「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」でネットワーク全体の管理・運用・セキュリティ対策を実施している。以上のことから同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 もと天満幼稚園不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等が必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育共通基盤システム 学齢簿編製事務機能追加にかかる要件定義書 作成支援業務委託

2 契約の相手方

PwC コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムである。メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

PwC コンサルティング合同会社（以下「同事業者」という。）は、令和5年4月13日に契約した「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託（以下「現行支援業務」という。）」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤（以下「教育共通基盤」という。）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携を可能とし、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ、対応できない。

また、現行支援業務と暫定システム構築支援業務は密接不可分であり、同事業者しか対応ができないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9114）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市教育共通基盤システム学齢簿編製事務機能追加にかかる要件定義書作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所関西支社

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムである。メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

株式会社日立製作所 関西支社以下「同事業者」）は、令和6年4月26日に契約した「大阪市教育共通基盤システムに係る開発及び運用・保守業務委託」（令和6年4月26日～令和13年2月28日）において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤システム（以下「教育共通基盤」）の開発を行っている。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定であるため、暫定システムの構築の前段階である本業務を履行できるのは、教育共通基盤の開発者である株式会社日立製作所関西支社のみであり、本件業務委託と密接不可分の関係にあるため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9114）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員情報システム支出命令データ作成（改定精算）対応作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、会計年度任用職員の給与改定遡及適用に伴い、令和5年度に財務会計システム向け連携用インタフェースの「支出命令データ作成（改定清算）」機能について改修を実施し、その後恒久対応を検討した結果、設定変更が必要となった「支出命令データ作成（改定清算・報酬）」機能で出力するファイル名の変更及び本市が変更する「他システム種別」、「給与データ種別」の管理値を前提とした支出命令データが作成されるよう設定変更作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」に基づき、株式会社日立システムズ関西支社が独自に開発したものであり、そのプログラム等詳細については他業者には知り得ないものである。本案件で実施する連携インタフェースの改修作業には現行の機器構成や各種サーバ、ネットワーク構成、各種システムの構造・環境等についてあらかじめ把握している必要があるが、こうした要件を満たすのは教職員情報システムを開発・運用している株式会社日立システムズ関西支社のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

北中島小学校ほか2校の校舎改築に係る拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」（契約相手方：NTT・TCリース株式会社）により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ
（電話番号 06-6115-8081）